



赤穂市監査委員公表第12号

監査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和2年12月28日

赤穂市監査委員 寺田 榮治
同 前田 尚志

記

- 1 監査の種類 令和2年度定期監査
- 2 監査の対象 上下水道部
- 3 監査の期間 令和2年11月9日から令和2年12月25日まで
- 4 監査の範囲 令和元年度及び令和2年度の事務事業
- 5 主な着眼点 事務事業の有効性、効率性、経済性、合規性等
- 6 監査の方法 赤穂市監査基準(令和2年監査委員規程第1号)に基づき、財務に関する事務の執行状況について、事前に監査資料の提出を求めたうえ関係書類等の審査及び関係職員から執行状況を聴取し質問を加える等の方法により、監査を実施した。
- 7 監査の結果 監査の結果は、おおむね適正と認められたが、特に意見として以下のとおり記述する。今後とも、所管する業務に対する認識を深められ、効率的な事業運営に継続的に取り組まれることを要望する。
なお、監査の執行の際見受けられた事務処理上留意すべき軽微な事項は、予備監査時に関係職員に対して口頭で改善を促したので、記述を省略した。

I 共通事項

(意見)

経営の健全化について

上下水道事業においては、人口減少に伴う収入減や施設の老朽化等の課題に直面しており、中長期的な財政収支に基づく計画的な施設の整備・更新が求められている。厳しい状況下、引き続き「赤穂市水道ビジョン」に基づき、あるいは必要に応じてビジョンの見直しも行い、上下水道の料金改定を含め持続可能な事業として経営基盤の改善・強化を図られたい。

II 個別事項

1 総務課

契約事務において法改正に伴う訂正がなされていない事例があったものの、おおむね適正であると認められた。

2 水道課

おおむね適正であると認められた。

3 下水道課

おおむね適正であると認められた。